

使用料等の適正化 に係る基本方針

財 政 部 財 政 課

平成 1 1 年 4 月 制 定

平成 2 8 年 3 月 改 定

(平成 2 8 年 1 0 月 一 部 修 正)

目 次

目的.....	- 1 -
適用される範囲	- 1 -
<使用料>	- 2 -
〔Ⅰ〕使用料の基本的考え方.....	- 2 -
1. 定義.....	- 2 -
2. 使用料徴収の目的.....	- 2 -
3. 使用料（徴収）の限度.....	- 2 -
4. 徴収の方法	- 2 -
〔Ⅱ〕使用料算定の基本方針.....	- 3 -
1. 利用者負担の原則.....	- 3 -
2. 共通的な使用料算定ルール of 確立	- 3 -
(1) 基本ルール.....	- 3 -
(2) 原価について	- 3 -
(3) 原価計算	- 5 -
① 会議室等.....	- 5 -
② 個人利用施設	- 6 -
③ その他	- 6 -
(4) 利用者の負担割合	- 6 -
(5) 利用者による料金の調整.....	- 9 -
① 市外料金.....	- 9 -
② 子ども料金	- 9 -
③ 障がい者料金.....	- 9 -
④ 高齢者料金	- 9 -
⑤ その他	- 9 -
3. 使用料の決定.....	- 9 -

4. 減額・免除の取扱い	- 9 -
5. 消費税及び地方消費税の取扱い.....	- 10 -
6. 使用料の単位.....	- 10 -
7. 料金改正の基準	- 10 -
8. 急激な負担増への配慮（経過措置）	- 10 -
9. キャンセル料の設定	- 10 -
<手数料>	- 11 -
〔Ⅰ〕手数料の基本的考え方.....	- 11 -
1. 定義.....	- 11 -
2. 手数料徴収の目的.....	- 11 -
3. 手数料（徴収）の限度.....	- 11 -
4. 徴収の方法	- 11 -
〔Ⅱ〕手数料算定の基本方針.....	- 12 -
1. 算定の基礎	- 12 -
2. 手数料の決定.....	- 13 -
3. 減額・免除に対する基本的考え方	- 13 -
4. 消費税及び地方消費税の取扱い.....	- 13 -
5. 手数料の単位.....	- 13 -
6. 急激な負担増への配慮（経過措置）	- 13 -
<共通事項>	- 14 -
1. 見直しの時期	- 14 -
2. 見直しに当たっての留意点	- 14 -
3. 見直しに係る事務手続きについて.....	- 15 -
4. 新しい使用料等の適用について	- 15 -
5. 現在無償の施設・サービスに関する有償化の検討.....	- 15 -

目的

この「使用料等の適正化に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）は、市が裁量を有する使用料、手数料等の額の設定にあたり、そのマニュアルとして市内の統一的なルールを定めることを目的としています。

これまで市では、平成11年に基本方針を定め、使用料等の新規の設定や見直しを進めてまいりましたが、その基礎となる原価には人件費や減価償却費など除かれているものがあるほか、利用者負担割合についてもその区分が必ずしも明確でないなどの課題がありました。

そこで、今般、施設運営にかかる原価に算入する範囲と、施設の公的必要性等に応じた利用者負担割合を改めて整理するなど基本方針の見直しを行い、利用者負担の一層の適正化を推進するものです。

なお、この基本方針は、社会経済状況など市を取り巻く環境の変化に応じ、今後も適宜見直しを行うこととします。

適用される範囲

市が裁量を有する使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入（普通財産の貸付収入を除く）、諸収入等（以下、「使用料等」という。）の全てとし、公の施設及び役務の提供等を対象とします。ただし、独立採算を前提として設置する施設及び法令等（※）でその料金が定められている施設を除きます。

※ 法、政令及び政令で省令以下に委任されたものとし、技術的助言等は含まれません。

< 使用料 >

〔 I 〕 使用料の基本的考え方

1. 定義

使用料は、行政財産の使用又は公の施設の利用に対する対価（反対給付として徴収する金銭）です。（地方自治法第 225 条）

2. 使用料徴収の目的

使用料を徴収する目的は、「公平性の確保」と「財源の確保」です。また、付随的効果として「効率性の向上」が期待されます。

(1) 公平性の確保

使用料を徴収することによって、使用する者と使用しない者との間の負担の公平性を確保することができます。

したがって、安易に無料や低額に設定することは公平性を欠くことになり、利用者負担の適正化の趣旨に反することになります。

(2) 財源の確保

使用料収入は、当該施設の維持管理経費等に充当する財源であり、理想的には使用料収入によって必要経費を賄えることが望ましいと考えられます。

使用料を安価に設定すれば市税など一般財源での補てんが増加することになり、財政圧迫の要因となるため、一定の算定方針に基づき、その範囲内で最大の財源確保に努める必要があります。

(3) 効率性の向上

付随的効果としては、使用料を徴収することによって、複数予約することや、安易なキャンセルに歯止めがかかるなど、効率的な施設提供が期待できます。

3. 使用料（徴収）の限度

使用料は、公の施設の維持管理経費等の負担を求めるものであり、また、公の施設は本来営利を目的とするものではないことから、利用者の負担は、原則として維持管理経費等を上限とします。

4. 徴収の方法

使用料を徴収する場合は、条例の定めるところによらなければなりません。料金改正等についても同様です。（地方自治法第 228 条第 1 項）

〔Ⅱ〕 使用料算定の基本方針

使用料の新規設定、料金改正にあたっては、原則として以下の方法により算定します。

1. 利用者負担の原則

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。その額を安価とした場合には、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、施設を利用しない方を含めた市民全体で負担するということとなります。このため、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考え、利用者に応分の負担をしていただくこととします。

2. 共通的な使用料算定ルール の 確立

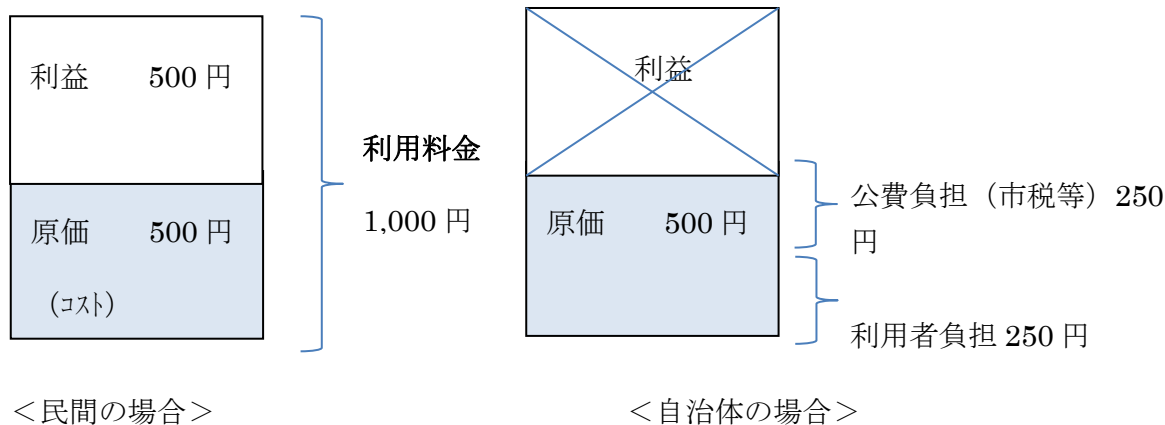
使用料算定のルールを、共通的なものとして明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることができ、利用者自身が負担の根拠を知り、利用者の納得を得る上でも重要なことです。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる経費）を、施設の性質に応じた負担割合により利用者と税で分かち合うという方式をとります。

(1) 基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。これにより難しい場合は、最も合理的な方式により算出します。

$$\text{基準単価} = \text{原価} \times \text{利用者負担割合}$$

【原価と負担のイメージ図】 原価 500 円、利用者負担割合が 50 % の場合



(2) 原価について

原価（施設の利用にかかる経費）については、民間企業的な会計手法を用いる行政コスト計算という手法を基本に算出します。行政コスト計算では、施設の維持管理や運営等に要した3ヵ年分の平均経費を、表1（下記参照）の項目により把握します。ここでいう経費には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や物件費などと共に、毎年

度の経費として認識する必要のある減価償却費（固定資産の価値の減少分を費用計上するもの）等が含まれます。

各施設の公共性を踏まえ、施設毎の性質によって、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定し、双方のバランスを図っていくにあたっては、減価償却費等も含め、施設の維持管理や運営等にかかる全ての項目にかかる経費を原価とすることが適切であると考えます。

【表 1 使用料における行政コスト計算の手法による経費の項目】

項 目	説 明
人件費	施設の維持管理や運営に係る（常勤／非常勤（嘱託））職員人件費や雇用者負担の職員共済費・退職給与引当金繰入等：一般職の実績平均値を基礎とします。 ※選挙に係る人件費（時間外勤務手当）は除外します。 ＝基準給与年額×人員×事務従事割合
物件費	臨時職員賃金、光熱水費、委託料（指定管理委託料を含む）、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
維持補修費	300 万円未満の修繕料やこれに要する原材料費など。なお 300 万円以上の改修・改良工事については、資産価値の上昇と捉え、取得価格に上乗せして減価償却の対象とします。
保険料	火災保険料など
減価償却費	建物・備品等の減価償却（残存価格 1 円までの 100%償却）費の当該年度分 建物減価償却費＝（建設費＋改修・改良工事費）÷耐用年数 備品・車両等減価償却費＝（取得価格）÷耐用年数 ※耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による。
公債費 利子分	公債費の利子分（定額／定率は個々の借入れ条件による） ＝償還までに支払う利子の合計÷償還年数

【特記事項】

- ① 事務従事割合について：他の業務と兼任している場合については、当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入します。

物件費の指定管理委託料に含まれる指定管理者の人件費についても合理的に区分できるものは、同様の取扱いとします。

- ② 併設施設の取り扱い：施設全体にかかる光熱水費や委託料等全ての経費の当該施設分のみを算入します。この場合、子メーターがない等により区分ができない場合については、面積按分とします。

なお隣接する有料施設と無料施設を一括で管理していることなどから、単純に面積比を適用することが不合理となる場合は、面積比に限定せず、その他合理的な方法をもって経費の按分を行い、当該施設分のみを経費を算入するものとします。

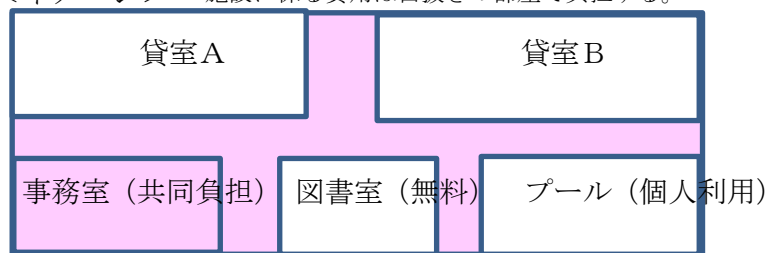
- ③ ピアノ、音響設備、備品、照明等施設の附帯設備を使用する場合については、施設の使用料そのものとは別に、別途定める附帯設備の使用料を負担していただくことを原則とします。

(3) 原価計算

① 会議室等

会議室等については、 $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

構成要素		説 明
基準単価		⇒使用料を定めるにあたっての基準となる単価。【10 円未満切捨】
＝		
原 価	経 費	⇒表 1（ただし、当該施設内で法令等の定めるところにより無償と定められた施設、及び個人利用料金が別に定められた施設に係る経費、特定の会議室等に配置された備品に係る経費並びに施設で行われる催しなどに要する経費で、他から区分できるものは除く。）
	×	
	有効面積 合計有効面積	⇒有効面積＝貸し出す会議室等の面積（ただし、公民館等複合施設においては、体育室については調整率 0.3 を乗じ、その他 300 m^2 以上の多目的室等については調整率 0.5 を乗じたもの。）（全ての和室（茶室）については調整率 1.5 を乗じたもの。） ⇒合計有効面積＝当該施設内における有償施設（会議室・体育室等だけでなくトレーニングルームのような個人利用施設を含む）及び無償施設（公民館図書室など）の合計面積（廊下、階段、トイレ、事務室などは除く。） ＜イメージ＞ 施設に係る費用は白抜きの部屋で負担する。
	÷	
	年間利用可能時間	⇒1 年間で利用できる最大の時間で割ります。
×		
利用者負担割合		⇒利用者負担割合（後述）とは公の施設は公共性があるために、市が整備しているものであり、それぞれの施設の特性に応じて、施設毎に利用者と市の負担割合を設定しています。



② 個人利用施設

プールなどのように、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人当たりの原価を計算します。

構成要素		説 明
基準単価		⇒前記会議室等の基準単価に同じ。
＝		
原 価	経 費	⇒前記会議室等の経費に同じ。
	×	
	$\frac{\text{有効面積}}{\text{合計有効面積}}$	⇒前記会議室等の有効面積及び合計有効面積に同じ。
	＋	
	固有設備の経費	⇒前記経費の中から除かれた各種経費のうち、当該施設に附属する設備（トレーニングマシンなど）に関する経費
	÷	
	$\frac{\text{年間最大利用人数}}{\text{年間想定利用人数}}$	⇒施設の能力から年間最大利用可能人数を基本とし、これによりがたいものは1年間で利用が見込まれる人数で割ります。
×		
利用者負担割合		⇒前記会議室等の利用者負担割合に同じ。

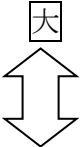
③ その他

施設利用そのものの使用とは別に、備品・照明等施設の附帯設備を使用する場合や、撮影等施設内で行われる行為の使用料については、個々の事情に応じて別途定めることとします。

(4) 利用者の負担割合

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設の性質を考慮しながら、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かち合うことが必要となります。そこで、双方のバランスを図り、負担の公平性、公正性を確保するため、公的必要性と収益性の視点から以下の基準で施設を分類し利用者負担割合を設定します。

① 施設の行政の関わる必要性による区分

区分	施 設 の 内 容	公的必要性
A	市民全体の必需施設であり、民間によるサービスの提供が困難な施設	大  小
B	一定の公共性のもと、特定の利用者の利便を図る施設	
C	民間で既に参入している、又は参入を誘導する施設	

② 施設の収益性による区分

区 分	施 設 の 内 容	収益性
a	利用者負担が無償又は低廉とされている施設	小 ⇕ 大
b	a、c に該当しない施設	
c	相当の収益性があり、民間では経費の全部を料金収入で賄っている施設	

③ 施設の利用者と行政の負担割合

上記①及び②から行政と利用者で負担すべき割合を以下のように設定します。

大 収益性 小	c	行 50% 利 50%	行 25% 利 75%	行 0% 利 100%	行：行政 利：利用者
	b	行 75% 利 25%	行 50% 利 50%	行 25% 利 75%	
	a	行 100% 利 0%	行 75% 利 25%	行 50% 利 50%	
		A	B	C	
		大	行政の関わる必要性		小

【表 2 具体的な対象施設と利用者負担割合の例】

上記①②及び③から行政と利用者で負担すべき割合を以下のように設定します。

行政関与必要性	収益性	利用者負担割合	具体的な施設の例
A	a	0 %	道路・図書館・公民館図書室・街区公園など ※法令により無料と定められた施設など
A	b	25 %	いちはら聖苑（火葬場）
B	a		老人福祉センター ※法令により低廉な料金と定められた施設
B	b	50 %	○サンプラザ市原、コミュニティセンター、保健福祉センター、勤労会館、公民館、中央武道館及び市民会館の会議室（茶室・調理室を含む） ○臨海体育館、中央武道館、武道館、コミュニティセンター、勤労会館及び公民館の屋内体育施設（個人利用の施設を除く。） ○ゲートボール場・陸上競技場・野球場（多目的広場を含む）・テニスコート・サッカー場・スポレクパーク・運動広場（個人利用施設を除く。） ○サンプラザ市原、勤労会館、市民会館及び五井会館のホール
B	c	75 %	サンプラザ市原・勤労会館及び中央武道館のフィットネスジム、プール（温水プールを含む）、自転車駐車場
C	c	100 %	○自動車駐車場、憩いの家、海づくり施設など
法令による算定基準	—	—	市営住宅・公立幼稚園 など

(5) 利用者による料金の調整

一般的使用（市民の通常利用）を基準に算定された使用料は、利用者の区分により料金に格差を設けることで、さらに公平性を高めることができます。このため、必要に応じて次の区分により料金の調整を行うことができるものとします。

① 市外料金

市外の団体・個人の利用を定めるにあたっては、原則として市外料金（2倍を目安）を設定します。なお、構成員の過半数を市外居住者が占める団体は市外料金を適用します。

また市原市民の区分に「市原市内在勤者又は在学者」を加える場合は、当該施設の設置の趣旨等を考慮し決定します。

② 子ども料金

子どもとは、中学生以下の方を原則としますが、施設の特性に応じ、子ども料金の設定ができるものとします。

③ 障がい者料金

施設の特性に応じ、障がい者料金の設定ができるものとします。

④ 高齢者料金

施設の特性に応じ、高齢者料金の設定ができるものとします。

⑤ その他

- その他施設の特性に応じた料金の設定ができるものとします。
- 利用者が、別途入場者から料金を徴収する催し等を行う場合には、施設ごとに必要に応じてこれとは異なる使用料を設定できるものとします。

3. 使用料の決定

使用料を改定する場合は、この基本方針における前述のルールに基づき計算した基準単価をもとに、近隣自治体や民間との比較及び政策的要素を考慮した上で最終的に決定するものとします。

4. 減額・免除の取扱い

使用料の減額・免除規定は、施設の利用促進などに一定の効果をあげています。しかしながら、利用のほとんどが減額・免除となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。

そこで、適用にあたっては、利用者負担の原則の例外として社会的公平・公正性を確保するための特別措置であることを深く認識し、その適用範囲（利用目的・利用形態等）を明確にした上で、個々の施設においてその施設の特性と利用目的を考慮したガイドラインを作成し、厳正に対応することとします。

【考慮すべき視点】

- ① 公共性・公益性が高いと認められる事業及び活動のための利用
- ② 地域コミュニティの形成・醸成や地域福祉の推進に寄与する市民の自主的な活動のための利用

- ③ 市又は当該施設の管理運営団体等の利用
- ④ 教育上必要な行事で市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の利用
- ⑤ 障がい者の利用
- ⑥ 高齢者の利用

※ 市民会館ホール（大ホール、小ホール、楽屋及び浴室）については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）」に規定する文化芸術に関する活動を行うための施設であることから、原則として減免の対象とはしません。

※ 利用料金制を導入した施設については、原則として減免の対象とはしません。

※ 「公共性・公益性」「自主的な活動」に対する判断基準は、明確な線引きが難しいことや、拡大適用の懸念があるので適用については慎重に判断します。

※ 高齢者とは、65歳以上の方をいいます。

※ 二重の減額理由による減額（ $\times 1/2 \times 1/2$ ）は行いません。

※ この考慮すべき視点は例示であり、これだけに限定されるものではありません。

5. 消費税及び地方消費税の取扱い

法の趣旨に則り、消費税法第6条に規定されているものを除き、使用料には消費税及び地方消費税を転嫁することとし、原則内税方式により徴収します。

6. 使用料の単位

使用料は、消費税及び地方消費税を含め、原則として10円単位とします。
（10円未満切捨て）

7. 料金改正の基準

見直しのための原価計算の結果、基準単価が現行料金に対し15%以上乖離している場合は、料金改正の検討を行います。

8. 急激な負担増への配慮（経過措置）

基準単価が、現行の料金を大幅に上回る場合は、市民の急激な負担増を避けるため、引き上げ後の料金は現行料金の3倍を限度とし、必要に応じて1年毎に調整することは可としますが、1年間の引き上げ後の料金は現行料金の2倍以内とします。

負担調整期間は、原則3年以内とします。

9. キャンセル料の設定

使用料徴収の目的の一つである効率性向上の観点から、以下に該当するような施設については、キャンセル料の設定を検討する。

- 比較的使用料単価が高くキャンセルが生じた場合に、その後に新たな利用が望み難い施設、又は使用料収入に大きな減額をもたらすと判断する施設。
- キャンセル料がなければ安易な複数予約が見込まれる施設。

<手数料>

〔Ⅰ〕手数料の基本的考え方

1. 定義

手数料は、市の事務で特定の者のためにするものにつき、その役務の対価として徴収するものです。〈地方自治法第 227 条〉

2. 手数料徴収の目的

手数料を徴収する目的は、「公平性の確保」と「財源の確保」です。

(1) 公平性の確保

手数料を徴収することによって、利用する者と利用しない者との間の負担の公平性を確保することができます。

したがって、安易に無料や低額に設定することは公平性を欠くことになり、利用者負担の適正化の趣旨に反することとなります。

(2) 財源の確保

手数料の収入は、当該事務に係る人件費や消耗品等の物件費に充当する財源です。手数料を安価に設定すれば、市税など一般財源の補てん額が増加することになり、財政圧迫の要因となるため、一定の算定方針に基づき、その範囲内で利用者の負担を求めることとなります。

3. 手数料（徴収）の限度

手数料は、市が特定の者のために行う役務に係る経費の負担を求めるものであることから、利用者の負担は、原則として当該役務に係る経費を限度とします。

4. 徴収の方法

手数料を徴収する場合は、条例の定めるところによらなければなりません。料金改正等についても同様です。〈地方自治法第 228 条〉

〔Ⅱ〕手数料算定の基本方針

手数料の新規設定、料金改正にあたっては、原則として以下の方法により算定します。

1. 算定の基礎

(1) 算定の方法

手数料は、市が特定の者のために行う役務に係る経費による原価計算を基本とし、以下の基本式により行うものとします。

但し、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める事務等法令で手数料が定められているものについては、当該法令の定める金額とします。〈地方自治法第 228 条第 1 項〉

$$\text{基準単価} = \text{所要経費} \div \text{年間処理件数}$$

(2) 所要経費に算入する経費の範囲

【表 3 手数料における行政コスト計算の手法による経費の項目】

項 目	説 明
人件費	当該事務に係る（常勤／非常勤（嘱託））職員人件費や雇用者負担の職員共済費・退職給与引当金繰入等：毎年度人事課が算定する一般職の実績平均値を基礎とします。 ※選挙に係る人件費（時間外勤務手当）は除外します。 ＝事務処理時間×基準給与年額の時給換算額
物件費	臨時職員賃金、光熱水費、委託料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費など
減価償却費	当該事務に係る取得価格 50 万円以上の備品等（ソフトウェアを含む）に係る減価償却費の当該年度分 備品減価償却費＝（取得価格）÷耐用年数 ※耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による。
その他	その他当該事務に要する経費（維持補修費、保険料、公債費利子分など）

(3) 利用者負担割合

手数料は本来業務から特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であり、経費については受益者の 100% 負担とします。

(4) 料金改正の基準

手数料の見直しにあたり、基準単価と現行料金単価に乖離があったとしても、近隣市と同じ料金設定にするため、改定を行わず据置きしてきたものもあります。

しかしながら、適正な役務に対する利用者の負担であるとの観点から、見直しのための基準単価が現行手数料に対し 15% 以上乖離している場合には、料金改正の検討を行います。

2. 手数料の決定

手数料を改定する場合は、この基本方針における前述のルールに基づき計算した基準単価をもとに、近隣自治体や民間との比較及び政策的要素を考慮した上で最終的に決定するものとしします。

3. 減額・免除に対する基本的考え方

手数料が定められている場合であっても、行政施策として手数料の一定の減額または免除の措置を講じることができます。（利用者負担の原則の例外）

しかし、その適用にあたっては、社会的公平・公正性を確保するための措置であることを深く認識し、その適用範囲（利用目的・利用形態等）を明確にした上で、厳正に対応することとしします。したがって、公用を除き原則として減額はしても免除はしないこととしします。

4. 消費税及び地方消費税の取扱い

法の趣旨に則り、消費税法第6条に規定されているものを除き、手数料には消費税及び地方消費税を転嫁することとし、原則内税方式により徴収します。

5. 手数料の単位

手数料は、消費税及び地方消費税を含め、原則として10円単位としします。
（10円未満切捨て）

6. 急激な負担増への配慮（経過措置）

基準単価が、現行の料金を大幅に上回る場合は、市民の急激な負担増を避けるため、引き上げ後の料金は現行料金の3倍を限度とし、必要に応じて1年毎に調整することは可としますが、1年間の引き上げ後の料金は現行料金の2倍以内としします。

負担調整期間は、原則3年以内としします。

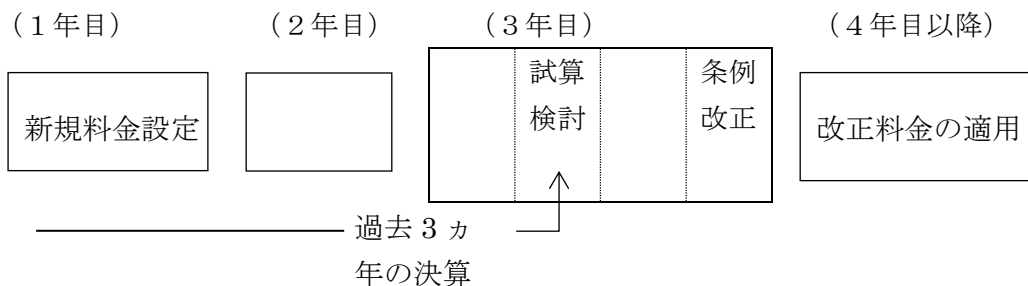
< 共通事項 >

1. 見直しの時期

市が裁量を有する使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入、諸収入等（以下、「使用料等」という。）は、次に該当することとなった場合は、料金改正の検討をすることとします。

- (1) 新規設定、又は前回改正から3年を経過するとき。

【見直し時期のイメージ】



- (2) その他特別な事情により、料金の改正を行う必要が生じた場合

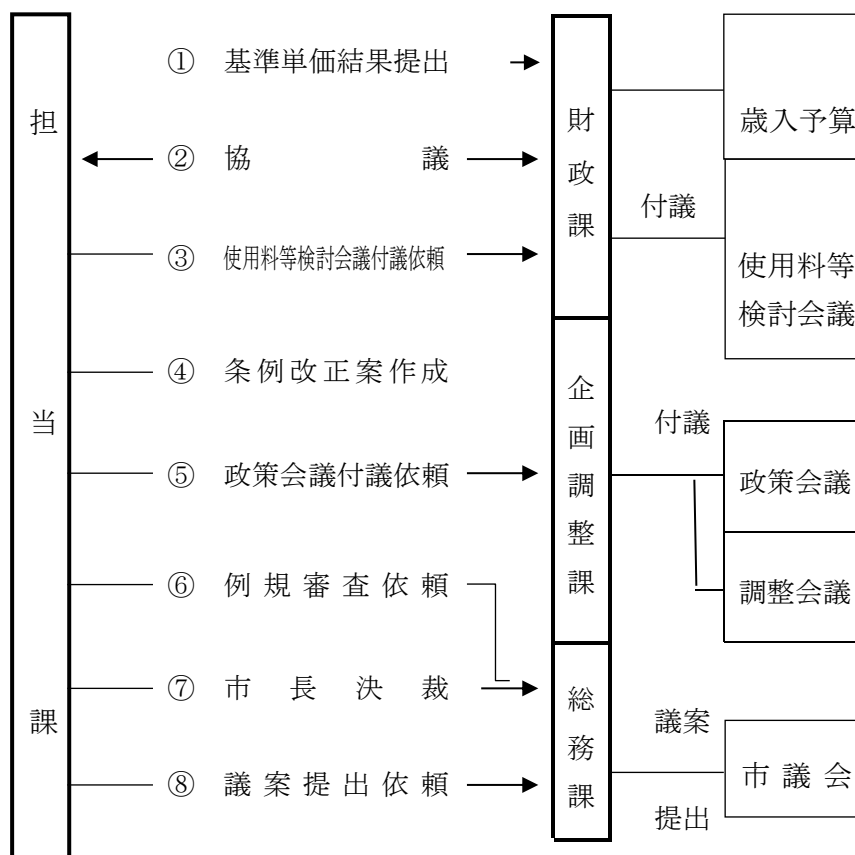
2. 見直しに当たっての留意点

見直しにあたっては、以下の事項について明確にします。

- ① 使用料等算出の積算根拠
 - ・ 算定の基本ルールに基づく基準単価
 - ・ 上記に付加した要素がある場合はその内容と理由
- ② 見直しを行うことによる使用料収入の見込みと現行との比較
- ③ 効率的な運営やサービス向上努力の内容

3. 見直しに係る事務手続きについて

使用料等の決定及び改正の事務手続きは、下記のとおりとします。



※ 使用料の新規設定の場合と改定の場合では、③～⑦の順序が異なる場合があるので留意する。

4. 新しい使用料等の適用について

改正後の新しい使用料等の適用については、当該使用料等に関する条例などのルールが施行された日以降に、施設の使用や役務の提供などのサービスを受ける日を基準とします。

すなわち、公共施設予約システムにおいて事前に予約を取り、その後利用日までに新料金のルールが施行された場合には、新しい使用料等が適用されることになります。なお、予約における利用者の混乱を防ぐ観点から、予約開始1ヶ月前までの料金改正が望ましいです。

5. 現在無償の施設・サービスに関する有償化の検討

使用料の趣旨（行政財産の使用又は公の施設の利用に対する対価〈地方自治法第225条〉）及び手数料の趣旨（市の事務で特定の者のためにするものにつき、その役務の対価〈地方自治法第227条〉）を踏まえ、これまでは当該対価の徴収を行っていなかったものについても、利用者負担適正化の観点から新たに対価の徴収を検討するものとします。

また、検討の結果、徴収を見送ったものについても3年毎に再検討を行います。

なお、有償化をすることにより、収入以上の支出が見込まれるものについては、その導入に当たり慎重な判断を行うものとします。